**～確定申告・住民税申告が不要の給与所得者・年金所得者の方へ～**

ふるさと寄付金のワンストップ特例制度について



○確定申告や住民税申告を行わない給与所得者や年金所得者等が寄付をした場合

に、税務申告手続を簡素化する特例制度です。

○寄付をされる際に、寄付をした自治体にワンストップ特例の申請をされると、

市町村間にて通知を行い、翌年度の住民税で「申告特例控除額」（所得税・住民

税の寄付金控除・寄付金税額控除相当額）が適用されます。

ご注意ください！

＊ワンストップ特例の申請をされた方が、確定申告や住民税申告を行った場合（医療費控除等による場合も含む。）や、５カ所を超える市町村に申請を行った場合は、**ワンストップ特例の申請は無効となり**、申告特例控除額は適用されません。

＊ワンストップ特例の申請をされた方が、医療費控除等の控除の追加や所得の申告などにより、確定申告や住民税申告をしなければならなくなった場合は、寄付金の申請もお忘れなきようご注意ください。

＊ワンストップ特例の申請内容に変更が生じた場合は、必ず所定の様式にて変更手続きを行ってください。

**寄附金税額控除に係る申告特例申請書を提出いただく際のお願い**

ワンストップ特例の申請には**番号確認と身元確認の2つの確認が必要**になりますので、次の(1)と(2)の書類を必ず添付してください。

(1)番号確認に必要な書類

「個人番号カード」（裏面）、「通知カード」、「個人番号が記載された住民票」のいずれかの書類の写し

(2)身元確認に必要な書類

顔写真付きの身分証明書（官公署発行のもの）の写し

例）「個人番号カード」（表面）、「運転免許証」、「旅券」、「身体障害者手帳」、「在留カード」など

（顔写真付きの身分証明書でない場合は、「健康保険証」、「介護保険証」、「年金手帳」などの書類を2つ以上）

**【ワンストップ特例制度に関するお問合せ・書類の返送先】**

赤穂市産業振興部商工課

〒678-0292兵庫県赤穂市加里屋81番地

Tel：0791-43-6838　FAX：0791-46-3400

赤穂市ホームページにも制度の説明を掲載しています。また、申請書のダウンロードもできます。

**【ワンストップ特例制度に関するお問合せ先】**

赤穂市総務部行政課　Tel：0791-43-6850　FAX：0791-43-6892

赤穂市ホームページにも制度の説明を掲載しています。また、申請書のダウンロードもできます。